

事務連絡
令和2年6月23日

放課後等デイサービス事業所管理者 各位

東大和市福祉部
障害福祉課長 大法 努

特別支援学校等の再開及び分散登校の終了に伴う
放課後等デイサービス事業所の対応について

平素は、障害福祉サービス事業等に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

特別支援学校等の再開及び分散登校の終了に伴い、放課後等デイサービス事業所等に適用されていた請求単位の特例的な扱い等について、令和2年6月30日（火曜日）をもって終了することが東京都から通知されました。各事業所におかれましては、東京都の通知に従い、引き続き感染の予防に十分留意した上で、サービス提供に努めていただきますようお願いいたします。

これに伴い、令和2年5月29日付事務連絡「特別支援学校等の緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う放課後等デイサービス事業所の対応について」でお知らせした障害福祉サービスの支給決定等の対応についても、令和2年6月30日（火曜日）をもって終了いたしますので、保護者の皆様から問合せがあった場合には、ご案内いただきますようお願いいたします。

なお、代替的サービスの適用期間の終期については、東京都において別途通知することとされていますので、代替的サービスが必要な場合は、東京都の通知に従い引き続き代替的サービスを提供いただきますようお願いいたします。

今後も、開所に当たりましては、感染予防のため、体温の測定、アルコール消毒液の設置、手洗い・うがいの励行、一定時間毎の換気、職員及び通所者のマスク着用等に努めていただきますようお願いいたします。

記

<市における支給決定等の対応>

対象者：臨時休業となった小学校・中学校・高校・特別支援学校に在籍する障害児

対象期間：3月2日（月）～令和2年6月30日（火）まで

終了となる特例的な取扱い

1. 放課後等デイサービス、短期入所、日中一時支援の臨時的な日数の増
2. 居宅介護（放課後等デイサービスが利用できず、自宅での見守り等が必要な場合）

の臨時的な時間数の増

3. 移動支援について、1月当たりの時間数の2倍まで利用を可とし、かつ、年間の総利用時間を超える扱い

(年間の総利用時間を超えなければ、1月当たりの時間数の2倍まで利用することは今後も可能です。)

※3月2日以降、上記の措置で新規の支給決定、支給量の変更等を行った方で現在の支給決定期間が終了し、更新を行う場合は、サービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成し、必要なサービス量の支給決定を受けてください。

※なお、6月分の給付費国保連請求につきましては、東京都から別途通知があった場合は、通知に従って対応いただきますようお願いいたします。

東大和市 福祉部 障害福祉課 障害福祉係

電 話 042-563-2111内線(1123)

FAX 042-563-5928